

第6回 彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会  
会議録（概要）

日 時	平成27年10月26日（月）午後2時00分～午後4時15分
場 所	豊栄のさと 文化ホール
出席者	委員（10名） 金谷健 橋本征二 大久保庄衛 松本光右 桃瀬公成 嶋中まさ子 西澤一弘 七里咲江 中山進 土田雅孝（順不同）
	オブザーバー（6名） 卯田隆 宮川伸夫 池田欣一（代理）上田文夫 丸山正（代理） 安藤一成
	事務局（6人）
	コンサルタント（4人）
欠席者	委員（1名） 平山奈央子
次 第	<p>1 開会</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 議題</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 第5回選定委員会（視察見学会）のアンケート結果……………資料1</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 公募要項の変更について……………資料2</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 選定の大まかな流れについて……………資料3</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 選定要件（評価項目・評価基準）について……………資料4</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) その他……………資料5</p> <p style="padding-left: 40px;">公募に係る説明会について</p> <p>4 閉会</p>

会議内容	
1 開会 2 委員長あいさつ 3 議題 4 閉会	
1 開会	<p>【事務局】 それでは、第6回彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会を開催させていただきます。平山委員がご欠席されている以外は、皆さんご出席されていますので、会議が成立していることをご報告させていただきます。それでは次第2、3の「委員長あいさつ」および「議題」に進みたいと思います。委員長、よろしくお願い致します。</p>
2 委員長あいさつ	<p>【委員長】 第6回委員会を開催させていただきます。今日の議題は次第のとおりです。では、最初の議題、前回の選定委員会でのアンケート結果について、資料1に基づいて説明をお願いします。</p>

議題（１） 第５回選定委員会（視察見学会）のアンケート結果

【委員長】議題（１）の説明をお願いします。

【事務局】（議題（１）第５回選定委員会（視察見学会）のアンケート結果、資料１の説明）

説明要点

- ・第５回選定委員会（彦根市清掃センター、日野清掃センターわたむき、リバースセンターの視察）の際に実施したアンケート結果についての報告。
- ・立地場所と施設環境のチェックポイント結果は、彦根市清掃センターが４５点、日野清掃センターわたむきが６０点、リバースセンターが２３点となった。

（委員からの質問・意見等無し。）

議題（２） 公募要項の変更について

【委員長】議題（２）の説明をお願いします。

【事務局】（議題（２）公募要項の変更について、資料２の説明）

説明要点

- ・前回の選定委員会以降で公募要項、応募用紙等で多少の変更があった。
- ・区（自治会）総会の議決内容に、賛成が何名あったのかを記載いただく部分を設けた。
- ・応募書の、区（自治会）長、所有者の氏名を記載する部分は、自署とする旨を記載した。

【委員長】ご質問やご意見などがありましたらお願い致します。

【委員】先日配られたチラシの中には「全体図」というものが抜けていますが、要項の中には「全体図」が入っているのですが、そのことについて問い合わせとか、指摘があるかもしれません。そのことについてお聞かせ願いたいと思います。

【事務局】応募チラシには、選定委員会でもお話をさせていただいたように、詳細までは記載していません。ただし、「最終的に１０月１５日以降にホームページ、または各市町の窓口で公表する公募要項をお読みください」ということを記載しております。地図に関しては２種類をご用意いただくようにしております。１１月１５日にも説明会を行います、そのような問い合わせ等がございましたら、しっかりと説明させていただこうと思っております。

【委員長】説明会の時に補足されればいいのかと思いますが、１点目は５ページの赤字で書かれている部分です。「賛成〇〇名により」の、「賛成の数」なのですが、その自治会によって出席状況は違うと思いますが、一般論で言うと委任状もあり、「議長に委任」や「全体に委任」等があります。ここに書く「賛成の数」というものは、「賛成の人の数」という形で書いたらいいのか、それとも委任状を含めた数で書くのかということ、どちらか分かるようにしておいた方がよいのではないかと思います。

【事務局】委任状を含めた数を考えています。

【委員長】もう１点は、１１ページないし１２ページのところの、土地所有者の自署の部分です。単独の場合はあまり問題にならないと思うのですが、１２ページのように複数にまたがっている時に、現

実問題として自署が難しいという場合があります。例えば、ご高齢の方などおられると思います。そういう時にはどのように対応するのかというところは詰めておかれた方が良いと思います。

【事務局】自署については、ご親族の方等、代理でお書きいただけるような形でも認められるように考えていきたいと思っています。

【委員長】確認ですが、この要項の文章そのものは、もう行政組合のホームページに載っているのですね。

【事務局】ホームページにもアップされておりますし、1市4町の担当課窓口の方にも配布させていただいております。

## 結論

- ・応募する際には、位置図と全体図の2種類の地図を用意していただく。
- ・区（自治会）総会の議事録に記載する、議決内容の「賛成の数」は、委任状を含めた数とする。
- ・自署が難しいという方には、親族の方（代理の方）に書いていただくことも認めるように検討する。
- ・上記については説明会等でしっかりと説明する。

## 議題（3） 選定の大まかな流れについて

【委員長】議題（3）の説明をお願いします。

【事務局】（議題（3）選定の大まかな流れについて、資料3の説明）

## 説明要点

- ・審査の手順についての事務局案としては、資格の判定審査として一次審査を行い、続いて適正の評価審査として二次審査を行う。その後、選定委員会で審査結果の報告書を作成し、管理者会議に報告していただくという流れで進めていきたいと考えている。
- ・一次審査では、「法規定の有無」によって、建設に大幅な時間を費やす候補地を除外することを考えている。
- ・二次審査では、設定した評価項目および基準によって、各候補地の適正を点数化していくことを考えている。
- ・応募者へのヒアリングの実施を検討している。
- ・選定委員会から応募地の順位付けをしたものを管理者会議の方に提出していただき、最終的には管理者会議の中で候補地を決定していくことを考えている。点数等が拮抗する場合は、管理者会議の中で逆転するということが起こり得ることをご了承ください。
- ・全部で14回の選定委員会の開催を予定しているが、委員長や委員の皆さまからの要望があれば、回数を増やすことも検討する。また、視察の実施も検討している。視察の場所は12月2日に実施する「県外施設見学会」と同じ場所（クリーンプラザ中濃、ささゆりクリーンパーク）を考えている。
- ・公募に関する説明会を、11月15日（日）午前10時より、豊栄のさと文化ホールで実施する。
- ・1市4町の各自治会長様に、公募の実施と11月15日の説明会の開催を記載した文章を送らせていただいた。
- ・現在は公開のもとで選定委員会を開催しているが、今後個人情報等を扱うことも想定されるため、いつ、こういった内容・案件が出てきた時点で、非公開とするのが妥当であるか、委員の皆様にお諮りしたい。

・土壌汚染の可能性を調査するため、応募のあった場所に関する地歴調査、聞き取り調査、外観調査等を行っていきたいと考えている。土壌汚染等については、要項の「20 その他」の(1)に記載しており、文献や航空写真等で判断が付かない場合は、立入調査(地質調査やボーリング調査など)も行うこともある。

**【委員長】** 選定の大まかな流れについてのご説明に関しまして、ご質問やご意見などがありましたらお願い致します。

**【委員】** 11月15日の説明会と、12月2日の県外施設見学会は、委員は参加するべきでしょうか。また、どの程度の情報に守秘義務というものがあるのか確認をしておかないと、うっかりと情報が漏れることになるかもしれません。そういったこともきっちり共有していきたい。

**【事務局】** 説明会と施設見学会については、選定委員会の回数には入れさせてはいただいておりませんし、委員の皆様にも参加してくださいということは申し上げません。説明会に関しましては、説明会の内容(使用するパワーポイント)を添付させていただいております。

**【委員】** 自主的に行くことはかまわないのですか。

**【事務局】** 客席等で聞いていただくことは構わないと思います。施設見学会についてですが、委員の皆様と一緒に、何かと誤解を招く可能性もございます。ただ、委員の皆様にも、同じ施設へ見学をしていただきたいと考えておりますので、皆様の予定等を考え、ご案内をさせていただきたいと思っております。施設見学会は、12月2日にいけないという方もおられるかもしれませんので、応募期間中で、受け入れ先のご迷惑にならない時期にもう一度開催する予定です。それと、守秘義務のご質問ですが、この委員会を公開のもとで決まった話は、お話いただいて結構かと思えます。また、行政組合のホームページにも議事録をアップさせていただいておりますので、ホームページを見ていただくようにお知らせさせていただくのも1つの方法だと思います。ただし、委員会を非公開とした時点から内容に関しましては口外しないようお願いできればと考えております。

**【委員長】** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

**【副委員長】** 1点目は広報の今後の予定です。チラシについては今回配布されてどれくらい反響があったのかをお聞きかせいただければと思います。第2弾、第3弾みたいな形で、広報誌を使つての広報というのもあると思います。その予定をお聞かせいただきたい。あと、今の段階で想定しなくてもいいのかもしれませんが、例えば応募がないとか、該当箇所がなかったという結果になった時にはその後どのようにやっていくのかということ、今のうちからある程度は考えておいた方がいいのかもしれない。

**【事務局】** 今後につきまして、まず各1市4町の自治会長様にご案内をお送りさせていただいております。1市4町の広報誌について、情報量が多いのでどこまでページ数をもらえるか分からないのですが、A4サイズの1ページぐらいをもらえるのであれば、その部分を利用させていただきたいと思っております。今回の応募に関しまして、6月、7月の時点で、予告を1市4町の広報誌に掲載させていただきました。説明会に関しまして、11月15日に、こちらのホールでさせていただくということは決まっておりますが、来年度も予算の要求をさせていただいております。やはり人口的にも多い彦根市あたりで1箇所場所を借りて、全体の説明会をもう一度させていただきたいと考えております。今回、重要になってくるのが区・自治会等における役員の異動

で、応募期間中において一番代わられるのが多い時期が、年明けて1月から3月の間です。総会等の状況を見図らいながら説明会をさせていただこうと考えております。あと、この応募に関して、応募がなかった場合や、候補地等が最終的に選定委員会でも選定要件に満たされなかった場合ですが、あくまで平成26年度に「新たな手法」ということで「公募」を取り入れ、話を進めさせていただいております。今までの1市4町の中で該当するエリアを推薦する方法も、実際に今回の公募で決まらなければ考えていかなければならないというのは、管理者会議の中でも話し合われています。あくまで今は公募で、応募地の選定をさせていただいて、この新しいごみ処理施設に該当する候補地があればそれが一番理想な形ではあるかと思いますが、どうしてもいろんな法の縛り、土地の状態、地元の合意形成等が得られなかった場合は、また今までの手法を見直しながら対応していければと考えております。

- 【委員長】14 ページの「選定委員会審査結果」で、「応募者のヒアリング結果等をまとめ」とあります。これは事務局の方でヒアリングをされるという意味か、あるいはこの選定委員会に来てもらってヒアリングをするのか、どちらですか。
- 【事務局】事務局としては、選定委員会に、応募者様の代表の方向名か、こちらで人数を指定させていただいて、選定委員会の中でヒアリングをさせていただけたらと考えていました。
- 【委員長】日程調整がうまくできますか。日にちがあらかじめ決まっていて、その日は空けてくださいという形でされるのであればまだ可能とは思いますが。応募される方の数は分からないわけですが、応募者と委員の皆さんも含めての全体の日程調整はすごく大変ではないかと思えます。私が考えていたのは、応募される方へのヒアリングを事務局の方でされて、その結果を委員会に報告するという形もあると思いました。7月末の応募の後はスケジュールがかなり厳しいと思えます。比較・評価をするための比較資料を作成することは、大変だと思います。ヒアリングで聞く内容を、次回の12月25日とか2月辺りの委員会で検討しておき、応募が出てきた時に事務局が個別で日程調整してヒアリングを行う方が現実的ではないかと思えます。スケジュール的にも、第13回、14回は、報告書の作成というよりも、そういった比較評価表の検討や質疑といったものになるのではないかと思います。また、委員会でヒアリングをすると、お互いが「あそこが応募した」とか、そういったことが当然分かるのでなかなか難しいのではないかと思います。
- 【事務局】今後のヒアリングの中で、私どもの方で点数化するというのはかなり難しい問題です。項目については事務局で案として挙げさせていただいて、選定委員会の方で点数をつけていただくことを考えていました。
- 【委員長】ヒアリングの位置づけについてですが、新たな項目というよりも、**資料4**に出てくる評価項目についての補足説明をしてもらおうという位置づけにしてはどうかと思えます。各項目について、書類上の情報だけではよく分からないところが出てくると思えますので、そういうところをヒアリングで聞かれてはどうでしょうか。委員会の場ではなく、個別にヒアリングする方が現実的だと思います。
- 【事務局】事務局で検討させていただきます。
- 【委員長】それから、14 ページに資格審査（一次審査）、適正評価審査（二次審査）があります。この一次審査というのは国立・国定公園とか県の自然公園とか、明らかに分かるようなルールのものであり、応募される方もある程度分かるような位置づけだと思います。次の適正評価審査（二

次審査)について、こちらは相対評価になっているのですが、項目の中には「地盤が弱い」とか、どちらかと言うと基本条件になるような部分で、相対評価になじまないような項目もあると思います。ですから、流れとして、資格判定審査(一次審査)の次に資格判定審査(二次審査)として、それを、例えば災害関係等の項目で相対評価してはどうでしょうか。相対評価するということは、それが悪くても致命傷ではないという前提になるので、必ずしもそうでもないもの、これはこうだったら非常にまずいといったものは二次審査の方でチェックをされてはどうでしょうか。ここで書かれている「適正評価審査(二次審査)」を「三次審査」にして、いわゆる相対評価になじむようなものだけを残されてはどうかと思います。あと、3段階の基準によって点数化するというのもいろんなやり方があるのかなという気はします。例えば無理やり順番だけをつけようとする、ほとんど差がないようなものでも順番をつけざるを得なくなるかもしれません。しかし、AとBはほとんど同じで、Cは全然違うといった場合もあるため、検討の余地があるかなと思います。留意事項の(1)非公開については議論が要るかなと思います。この応募が出そろった後での部分は非公開ということで良いとは思いますが、委員会についても非公開にするのかということところは、議論したらいいと思います。点数の配分をする時には、どこか特定の応募地のことを想定してするわけではないので、特に非公開にする理由があるのかなと思います。また、各市町から推薦を受けて委員になっておられる方がいますが、その方が住んでおられる自治会や区から応募があった時には、委員は交代されるということにしましたよね。どこから応募があったということはこの委員会の中でオープンにするのは8月ですが、それまでに配点を議論するため、その方は配点のことを当然分かるわけです。そうすると、この論理から言うと、逆に不公平になるわけです。ですから、配点の議論は、この委員会の場でどういう場所から応募があったということは一切公表しないということをお前提にすれば、公平性は保てると思います。基本的に、いろいろな情報というのは、公開する方が望ましいと思います。今年度と来年5月までの委員会は基本的には公開した方がむしろすっきりするし、委員の皆さんもいろいろ聞かれた時に非公開だと気持ちが悪くなると思います。皆さんのご意見も伺った方がいいかと思いますが、どうでしょうか。

**【事務局】**ありがとうございます。事務局といたしましても、5月の時点までは公開でよいと考えておりました。応募が出てきた後の審査という部分になってきますと、個人情報等が飛び交う可能性がございます。応募が出そろった8月以降の選定委員会は非公開とするのが妥当ではないかと考えています。最終的に、3月の報告の時点ではまた公開としてもいいのかなと考えています。

**【委員長】**そうしますと、来年の5月に予定されているところまでは公開にして、7月末に応募期間が終わって応募が出て、もし応募がなかった時は考えないといけませんけど、それから8月、10月、12月、平成29年2月あたりまでの委員会は基本的に非公開という形になり、管理者会へ報告する委員会は、全部公開なのか前半部分は非公開なのかは分かりませんが、基本的に公開するということですね。公開・非公開については、今のような形でよろしいでしょうか。

**【副委員長】**最後の公開の部分は、順位の結果が公開されるということになるのですか。

**【委員長】**今日決める必要はないかもしれませんが、最後の報告書は当然公開するわけですよね。A・B・Cの3箇所から応募があり、仮にCに決まったとして、どの程度のことまで出すのかということをお早い段階で議論しておいた方が良くと思います。全く出さないというのも変な気がしますが、そのことについては、今のチラシや募集要項では何も書かれていないですよね。「最終的

に何箇所か」というのは出せると思うのですが、一切の情報なくして結果だけ、例えばこの項目が何点、この項目は何点でこうなったというような公表にするのか、もう少し属性の情報を入れた形にするのか。

**【事務局】** 公募にあたって、他府県、市町村で公募をされた際の資料をいろいろと仕入れました。その中で、選定する中の大きな要件ごとに点数を出されて、あとは選定委員会としての評価のコメントを載せておられる自治体等もございました。どう評価されて、その点数になったかということについて、ある程度は情報としては記載するべきであると思っています。選定委員の皆様がお集まりいただいている中ですので、こういった項目について、ここはかなり良かったというようなことも書ければと思っています。

**【委員長】** 具体的に言うと、例えばA、B、Cの3箇所があった時に、もしCが最高点になったら、「Cはこういうところですよ」ということを書きますよね。ここで、AとBについても、どのようなところで、どのような土地利用の場所であるかといった情報は一切書かないのでしょうか。あるいは、例えば彦根市であるとか、何町であるとか、そういったところまでは書くけれども、その下までは書かないのか。そのような「一体どういうところから応募があったのか」というような情報について、ほかの事例ではA、B、Cの各項目の点数だけなのか、属性、何市、何町といったところまで書かれているのでしょうか。

**【事務局】** 近江八幡市さんは、何地区に決定したという形で出されておりました。私たちがいろいろと調査させていただいた中では、載っているところと載っていないところがありました。評価の段階で細かいところまで載せておられる自治体もございました。現在は、募集要項の中に、「候補地として決定した方に通知を送らせていただきます」という記述をするまでにとどめております。どこまで情報公開することが妥当なのかということについて、まだ事務局では明確な答えを出せていないところです。

**【委員長】** ちょっと気になるのは、14ページを見ると、この選定委員会は最終的に応募地の優先順位をつけるのですよね。その「優先順位」という意味は、仮に応募が5箇所あったとして、ここで言う一次審査は通って、応募が出てきたという中でも、地盤等の関係で建設は難しいといったことが出てくる可能性があるわけです。そうすると、優先順位というのは、基本的に1から5までつけるのではなくて、5箇所のうち、例えば2箇所は難しいとなった場合には、優先順位が1、2、3までつく可能性があるわけです。そうした時に、委員会としてはここが一番良いと思うが、次の2でも別に支障はない、3までも支障がないという判断があり得ると思います。この選定委員会での議論というのは、例えば土地を持っている人とかその人が属している自治会の合意は取ってあっても、その周辺の情報はないわけです。例えば優先順位1のところを暗礁に乗り上げた時は、結局優先順位2番目のところになるということがあり得るわけです。そうした時に、この報告書に2番目、3番目の情報というのも、ある程度は出していただいた方がよいと思いますが、出し方が難しいと思います。他の自治体の資料を、準備しておく必要があると思います。次回の必要はないですけれども、来年の8月ぐらいにそういう具体的なことを決めていく時には、そういう資料があるということをお早めに決めていただいた方がよいと思います。場合によっては、来年の年明けとか5月ごろに議論して、こういう形で出すということを考えてもいいのではないかと思います。検討してください。

**【事務局】** 事務局の方でも資料等をもう一度整理し、(他の自治体が) どういった報告をされているのかを

委員会の皆様にご報告させていただき、考えていきたいと思いをします。

【委員長】 他にはいかがでしょうか。お願いします。

【委員】 選定委員会で順位をつける等の評価をして提出するわけですが、先ほど事務局から、管理者会議が、審査結果および付帯資料を踏まえて、最終的に建設候補地を決定すると言っておられました。最終的には管理者会での決定になると思うのです。また、必ずしも選定委員が決めた順位通りにはならないということも先ほど言っておられましたので、やはりある程度の裏付け資料を選定委員会でも出した形で進めさせていただきたいと思いをします。なので、今言われたような情報は、ぜひ判断しやすいような形で出させていただきたいと思いをします。

#### 結論

- ・説明会と12月2日の県外施設見学会は委員会の回数には入れない。別途、来年度に、委員による視察を検討している。視察の場所は、県外施設見学会と同じ場所を考えている。応募者を対象にした施設見学会ももう一度予定する。
- ・委員会を公開している段階で決まった話は議事録の公開もしており問題はないが、今後非公開で議論をした内容については口外しないようお願いしたい。
- ・1市4町の広報誌の利用について、年度当初ぐらいにA4サイズの1ページぐらいをもらえるのであれば、利用したいと考えている。
- ・説明会について、来年度にもう一度実施できるように予算の要求をしている。
- ・応募がなかった場合や、候補地等が最終的に選定委員会でも選定要件に満たされなかった場合にどうしていくかということについて、新しいごみ処理施設に該当する候補地があればそれが一番理想な形ではあるが、法の縛りや土地の状態、地元の合意形成等が得られなかった場合は、また見直していかなければならない。これまでのいろいろな手法についても、全くなしになったというわけではないと考えている。
- ・ヒアリングの実施方法については一度事務局で検討する。
- ・来年の5月に予定されている委員会までは公開とし、7月末に応募期間が終わって応募が出た段階から2月あたりまでの委員会は基本的に非公開とする。ただし、管理者会での「報告」は、基本的に公開とする。
- ・上記の報告について、他の自治体がどういった報告（どこまでの情報）をされているのかを事務局の方で調査し、委員会に報告する。

#### 議題（4） 選定要件（評価項目・評価基準）について

【委員長】 議題（4）の説明をお願いします。

【事務局】（議題（4）選定要件（評価項目・評価基準）について、資料4の説明）

#### 説明要点

- ・一次審査では、国定公園、県立自然公園、保安林、史跡・名勝・天然記念物、鳥獣特別保護区、保存樹の指定がある場合は、適正評価審査の対象から除外することを考えている。
- ・二次審査では、設定した評価項目および基準によって、各候補地の適正を点数化していくことを考えている。



- ・二次審査では大きく 4 つの視点を設けることを考えている。1 つ目が、「安全・安心の確保」の視点。2 つ目が「環境への配慮」の視点、3 つ目が、「計画的な財政運営」の視点、4 つ目が、「合意形成」の視点である。
- ・評価項目は、「安全・安心の確保」の視点に 6 項目、「環境への配慮」の視点に 6 項目、「計画的な経済運営」の視点に 7 項目、「合意形成」の視点に 2 項目を挙げている。

**【委員長】** ご説明ありがとうございます。選定要件の案につきまして、ご質問やご意見などをお願いしたいと思います。ちなみに先ほど私が申し上げたのは、この二次審査の例えば 1 番から 4 番の項目です。活断層や軟弱地盤が該当するところというのは、基本的にこの資格判定審査の続きなのではないかと思われ、用地取得にいくらかかるか等の項目とは別の話、相対評価とは違うのではないかなと思います。ですから、ここに書かれている項目を、資格判定審査の二次審査と適正評価審査の 2 つに分けて、適正評価のみを評価していく方がスムーズなのではないかと思えます。質問ですが、3 番や 4 番の指定区域に指定されているかいないかというのは、応募される方は分からないにしても、行政側はすぐに分かると思います。ただ、その後、「規制解除が容易な方を優先する」とあります。しかし、容易と言ってもスケジュール的には非常にタイトなわけです。おそらくこの種の規制を解除するには、それぞれの分野の行政部局の判断、いろいろな審議会等を通す必要があるかと思えます。ですから、1 番から 4 番といった指定されているところは、基本的には資格判定審査の二次審査と位置づけ、その時点で基本的には外すということにした方が良いのではないかと思います。指定はクリアであっても、影響が軽微かどうかを判断するにはたくさんの資料が要るのかなという気はします。規制解除は、現実に短期間でできるものなのでしょうか。

**【コシノ】** 実際にそういう評価ができるかどうかについては、当該部署との協議の経緯によります。すぐに判断していただける場合は早くできますが、少し時間がかかる可能性もあります。

**【委員長】** 次回でもいいかもしれませんが、もし資格判定基準の二次審査的な意味合いで使うとした場合、指定がされていても容易である、この委員会スケジュールの中の 1 カ月ぐらいで判断できるものと限定した意味合いにした方がいいと思います。それに 1 年も 2 年もかかっていたら意味がないわけです。あと、11 番の評価の考え方に、鳥獣保護区の指定とあるのですが、これは一次審査でも除外することになっているので、二重になっています。希少動植物も、現実には判断が難しい部分があると思います。だから書類審査の段階で、そういった希少動植物がいるということが周知の事実になっているものに限らないといけません。現実にいろいろ調べていって見つかることもよくあるわけです。

**【事務局】** 一次審査の法規定の有無では、鳥獣特別保護区としています。

**【委員長】** 分かりました。希少動植物については、何かで定義をされておかないと主観が入ると思います。あと、5 番とか 6 番で距離を書かれているのですが、6 番の交通への配慮ということからすると、50m も 100m もほとんど変わらないと思います。ですから、ここは距離だけを情報として出してはどうでしょうか。50m と 100m の違いよりも 1km と 100m の違いのほうが大きいと思うのですが、それを細かくは反映できないので、実際の距離を出されて、それを委員会の方で判断して点数付けをしていくという方が現実的かと思えます。あと 21 番ですが、これは要項で、例として賛成何名って書かれてあります。事務局の方に個別に相談があった時におそらくお願いした

方がいいと思うのは、賛成何名だけではなくて、通常の採決を取る時は、賛成と反対と白紙というのがあるので、それを書いてもらった方がいいと思います。賛同者の割合が高いというよりも、合意形成からすると、反対者の数が少ない方が良いと思います。つまり白紙にはいろいろな意味があるのかもしれませんが、明確な反対をする人がどのくらいいるのかということの方がより重要になるのではないかと思います。そして、例えば賛成が75%以上というのも、同じ評価にしてしまうと、残りの25%は賛成でないということと、99%や100%のところはやはり同列ではないと思います。ですから、項目と評価について、評価についての判定基準は、基本的にあるかなしかでやってしまい、相対評価は3段階よりももう少し融通が利く形にされた方がいいのではないのでしょうか。例えば、どの項目について10点満点で何点ぐらいとか、そういった方法で付ける方が、後がやりやすいのではないかと思います。これについてご意見・ご質問などお願いします。

**【委員】** 道路の関係ですが、この二次審査は、現状の道路を一切触らない、変えないという状態で審査するという考えでよろしいのですか。

**【事務局】** そうです。今の考え方、例えば道路混雑度という部分に関しては、道路は触らないという状況で審査した場合になります。

**【委員】** 言葉尻になるのですが、施設の建築に起因する影響となると「建築だけ」ということになります。内容を見ると、建築とその後の利用の状況の話になっているので、この建築という言葉が不要だと思います。それと、この「影響がないと予想される」ということなのですが、絶対に交通量は増えるのですから、影響がないということはないと思います。幹線道路と幹線道路の間に施設ができるというのであれば、両方からアクセスができますが、1本だけであれば変わってきます。あと、当然幹線道路からのアクセス道路があり、最終的に施設のところに道路がとりつく形になると思いますが、そこが片側2車線で整備されているような場所は、県内どこにもないと思います。この18番の道路整備費も関係してくると思うのですけれども、道路さえクリアすればいいですよという場所が当然あると思うのです。幹線道路のすぐ近くであって、交差点を作って道路を1本付けたら、非常に生活道路に混入も少ないという形です。安価な方を優先するという形になってしまうと、そういうことも全て除外されてしまうということもあると思います。21番、地域における合意状況とあるのですけれども、地元はオッケーでも、そのアクセス道路が長ければ長いほど、その周辺の反対が出てきますよね。彦根の中山投棄場がいい例だと思います。鳥居本の県道は反対されて拡幅されていない。投棄場の近くの市道は反対があって、未整備の部分が何箇所もある。そういう状態が出てくるので、この二次審査の時にも道路と整備費は両方兼ねて考えないと、安い、影響がないというのはとても無理だと思います。それも少し検討していただく必要があるのではないかなと思います。

**【事務局】** 分かりました。もう一度見直しさせていただこうと思います。

**【委員】** 適正評価審査の中での評価項目なり評価の考え方、またその中での設定の根拠等について備考で書かれている内容については、おそらくこの内容を検討することだと思いますが、委員長の方からありましたように、直接必要ないものは別として。ただ、この審査を行うにあたっては、あくまでその土地の適正を点数とかで評価することになれば、評価基準が3段階でおそらくAが何点、Bが何点、Cが何点と固定するわけではないと思うのですが、項目によって全然重要度が違ってきているということがありますので、実際に出てきた内容で検討す

るにあたっては、この候補地は 98 点、ここは 60 点という数字を出すのは相当難しいような気がするのです。当然合意形成は大きいウェイトを占めるとは思います、例えば行政努力で、指定変更等は、行政の協力があれば変えられるというものは大した要素ではない。けれども合意なんかは（ウェイトが）大きい。そういったところは、実際に点数をつけるにあたっては、あんまり公表せずに、議論の中で出てきた内容で検討する必要があるのではないかという思いが少ししました。それと、合意形成の中で、土地所有者の数で優位・不利を決めるというのは、用地交渉にあたっては、当然 5 人おられて全員前向きに協力される方と、1 人でもちょっと相続関係や権利関係で難しいという方もおられますので、点数というよりも土地買収の難易度を客観的に判断して入れる方が一般的ではないかというような思いを受けました。大きい意味では、内容はこのようなものだと思うのですが、実際の評価にあたっては、再度いろいろと議論が要るのかなという思いを、意見として言わせてもらいました。

**【委員長】** ありがとうございます。基本的にはおっしゃる通りなのかなと思います。この「土地所有者の数で」というのは、確かにそれでいけるのかなという若干疑問がありますね。今おっしゃった難易度というのなかなか難しいところがありますけど、基本的には応募される段階で同意書を出されるわけですから、後の手続きのところ、確かにここに書かれているようなことはあるかと思うのですが、例えばその下の「地域における合意状況」等と比べた時にそれほどウェイトが大きいと言われると、ちょっと違うかなという気もしないではないです。あと、新たな項目として合意形成のところ、22 番として「他自治体からの距離」というのを入れたい方がいかなと思います。21 番というのはあくまでも自治会の中での話です。例えば、ほかの事例でも、他の自治体との隣接の境界線付近に作ると大抵文句が出てくるものだと思います。例えばその境界のところ、山なのか住宅地なのかによっても違ってくるとは思うのですが、単に距離だけではなく、どういう場所なのかというようなことも付帯情報としては要ると思いますけれども、項目としては重要なものとして挙げられるのではないかと思います。委員から先ほど指摘があった部分なのですが、配点というのは、おそらく次回の議論になってくるかと思うのですが、事務局案の A、B、C をつけるという方法は、A が何点、B が何点、C が何点という形で、機械的にやるということになると思います。もう少し細かい反映ができるようにしようと思うと、それぞれの項目について 10 点満点で何点ぐらい、100 点満点で何点ぐらいという形でやる方が、より細かくできると思います。そういったことをどうするかというのは、また議論したらいいと思います。全体的に、例えばよくやられるのは、この大項目である「安全・安心」と「環境配慮」と「財政」と「合意形成」の配点をまず決めるわけですね。全体が 100 点にするのが、おそらく一番見やすいと思います。どれかを重視するというのもあるかもしれませんが、例えば仮に均等にしたら 25 点ずつです。次に、25 点を個々の評価項目に割り振ります。全部足していく方法にして、「100 点満点でこの候補地は何点」という形にして、点数が一番高い候補地を決める形にします。ただ、その時に、例えば 1 番から 4 番のような項目が該当するところは、最初から除くということにするのであれば除いてしまい、残った候補地だけでやるという形になるのかなと思います。そのあたりをどうするかというのは、主に次回の議論になると思っています。この個々の項目の内容や妥当性、配点評価の仕方についても、何かご意見等いただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

**【副委員長】** 最初に委員長からお話のあった一次・二次の点について、なかなかどう分類するか難しいとこ

ろはあると思うのですが、応募状況によって、もしかしたら1、2、3、4の項目を考慮しながら選ばないといけない状況も出てくるかもしれません。なので、中間的な位置づけとして、最初から切る項目になっていない方がいいのかもしれません。配点をしない項目になるかもしれないということですが、二次審査の項目の中には入っていた方が、後々の自由度はあるのかなという気はしました。それから14ページのところで土壌汚染の話がされていましたが、土壌汚染は工期が遅れたり移転費用がかかったりするんで、財政面の視点の中に入っている項目かなと思いました。3点目、B・Cの表現方法なのですが、例えば「9道路の混雑度」については影響があると予想されるが対応は可能、影響があると予想され対応が困難となっているのですが、同じような表現を、ほかの「該当するが影響は軽微」と「該当する」にも書いた方がよいのではないのでしょうか。該当して影響が大きいのか難しいのかは分かりませんが、そういう表現になっていた方が、対応が取れるのでいいのではないかと思います。それから5番目の項目、住宅との位置関係について、私も100mという基準が、どこかの事例から取ってこられたのかもしれないのですが、もう少し遠い感じの方が優先順位が高いような気がします。委員長がおっしゃった通りなのですが、少し違う形が良いと思います。なので、評価項目によってはA、B、Cぐらいしかできないものも、5段階とか10段階とかにできるものもあると思うので、そこを差異化されてもいいのではないかなと思います。それから、先ほどご意見がありました道路整備費について、実際には周辺道路を整備しないと建てられないというケースがあると思います。なので、道路整備費の中にそういったものも入ってくるのであれば、それを想定した上での道路混雑度のような話にもなってくるのかもしれないので、そこについてはまたご検討いただければと思います。あと、6点目、応募されたものについて基本は全部（採点を）やるという理解でいいですよ。費用の見積り等はいろいろな仮定をおいて、結構時間がかかるものだと思います。ほかの検討をした上で最後に見積りをして選定する、というような手順もあり得るのかもしれないと思いました。あと、最後に委員長から22番目の項目として「他自治体との距離」が挙げられました。土地所有者の合意で、先ほど「難易度」というお話もありましたけど、申請してきている自治会の周辺の住民との合意とか摩擦とか、「了解を得る難易度」といったような項目を新たに設置した方がいいのかなと思います。当然山村の方に行けば行くほど合意は得られやすくなっていくと思うので、少し5番や6番と関連しているかもしれないですが、以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。提案というかお願いなのですが、次回の時に、この3番、4番とかその種のいろいろな指定が、この行政区域の中に一体どのくらいあるのかというようなことは、地図で簡単に出て、配布は可能ですか。

**【事務局】** 各市町の担当課の方に確認させていただきまして、どういったものが資料としてお出しできるかどうかというのも含めまして、調べさせていただきます。

**【委員長】** 結局どのくらいの広さになるのかによって、先ほど私が言ったような形にした方がいいのか、それとも結構たくさんあって、そういう場所を切ってしまうと現実に厳しいのかというのは、その情報を見ないと分からないような気がするんで、そういうものがあればぜひお願いしたいと思います。あと、先ほど副委員長からもあったように、ちょっと気になるのは費用の概算という表現がいくつかありました。概算と言っても、応募されてくる方は非常に苦勞をして応募してくるわけですので、それを比較する時には、ある程度説得力のある形で出さないとまずい

と思います。7月末に候補地が出てきてから、この期間で比較検討する資料をちゃんと出してもらえるのかというのは、若干不安なところがあります。もちろん行政的に年度内、年度末までに片を付けたいという気持ちはよく分かるのですが、比較評価のところはやっぱり丁寧にやった方がいいと思います。つまり、質問された時にももちろん本当に詳細なものはできないにしても、一応考えられる限り丁寧にやったのだという形にしないと、いろいろな市民・町民の皆さんから非常に厳しい指摘を受けて、それで評価が変わったりしたら非常にまずいですよね。ですから、候補地が出てきた時にどういうふうに出すのかということについては、次回とか次々回に出してもらった方がいいと思います。応募地が出た時にこういう形で概算するんだと、結果だけではなくてそういうものを出していただいて、いろんなご意見を伺って、それを修正とかして、実際に応募があった時には速やかに取りかかれるような形とする。場合によっては、実際に調べないと分からないとかそういうことはあるかもしれません。ですから、各項目について実際に評価をするための資料を作るのにどのくらいの時間が実際にかかるか、あるいは前もって準備しなくてはいけないのかということを整理された方がいいのではないかと思います。

#### 結論

- ・ 選定要件については、今回出てきた意見を踏まえて修正を行い、次回に再度検討を行う。また、配点についても案を出す。
- ・ 各市町の担当課に確認し、各種の指定が行政区域の中にどの程度あるのか分かる資料を、次回の委員会で出す。

#### 議題 (5) その他

【委員長】 議題 (5) の説明をお願いします。

【事務局】 (議題 (5) その他について、資料5の説明)

#### 説明要点

- ・ 11月15日の全体説明会で、パワーポイントを用いて説明を行う。
- ・ 応募条件や提出書類、応募資格等に加えて、先ほど委員長や委員から意見をいただいた内容についても補足して説明する。
- ・ 施設見学会の開催も説明する。

【委員長】 公募にかかる説明会についての事務局からのご説明につきまして、ご質問やご意見などいかがでしょうか。

【委員】 スケジュールの中で、先ほど8月ぐらいに候補地の視察というお話がありましたが、候補地の視察をした後で評価をしていくということになりますと、先ほど守秘義務の中でA候補地、B候補地、C候補地として、どこか分からないようにした上で評価をするつもりでいるわけです。ただ、地域の総会とかで決定したりすると、私たちが口外しなくてもいろんなところから絶対漏れるのです。本当にどういった慎重な取り組みをしていけばいいのかが大変難しいというのが、実感として思っています。公募の説明会の時に、そのあたりの説明をどうされるのか確認したい。

【事務局】視察に関して、当初は考えておりませんでした。この会議が始まる前に、選定していただく中で、委員の皆様にご覧いただき必要もあるのではないかと意見もありましたので、急遽予定の中で話をさせていただきました。ここはもう少し事務局で議論させていただきたいと思っております。今度の説明会に関しまして、選定要件等の質問等があるかと思っておりますけれども、この選定要件に関しましてはかなり重要なことでもございます。私どもの組合の議会の方でもそういった答弁をさせていただいております。そういう部分では、やはり今年度中もしっかり選定委員会で議論していただきまして、これで大丈夫というような選定要件を皆様にお出ししたいと考えております。説明会ではそういったこととお話させていただき、ご理解をいただくと事務局としては考えておりますのでよろしくお願いいたします。

【委員長】ありがとうございます。そうしましたら、応募が出そろった後での視察については、一長一短な部分もあるので少し検討していただくということです。どちらかと言うと、やはり私も含めて委員の皆さん、見た上で評価をしないと、逆に「ちゃんと見たのか」と言われた時に説明責任が果たせないような気がします。今ここで決めなくても別にいいと思いますが、検討が必要かと思っております。委員の皆様のご意見もあるでしょう。ほかにはいかがでしょうか。

【委員】今度のパワーポイントの説明の中で、施設の整備方針について、「詳細は今後の施設整備基本計画の中で検討を行っていきます」という説明になるかと思うのですが、先進事例でプールや浴室、避難所というのがあります。例えば「その施設へは片側2車線の道路でつけるのが基本」とか、具体的には言えないにしても、ある程度基本的には実施することは公開してもいいのではないかと気はします。おそらく多少質問の可能性もあるのではないかと思います。

【事務局】この部分に関しましては、施設整備基本計画でないと、なかなか詳細は決められない部分がございます。こういうことを取り入れてやっておられる自治体もあるという「例」としてご紹介させていただいているだけになりますので、必ずこれができるかと言われると、今の時点では難しい。また余計な経費がかかってしまう可能性もございますので、なかなか言えない部分もございます。最終的にはこの施設整備基本計画を策定していく中で、候補地に選ばれました自治会の方にも代表者として入っていただくということも公募要項の中には記載させていただいております。こういったものを目指していくかということがこの基本計画には重要になってきますので、今回の11月15日の説明会ではこういった建物になりますということは、明確なものとは言えないと思います。熱回収できる焼却施設であることと、リサイクル施設についてのご説明だけになるかと思っておりますが、ご理解いただきたいと思います。

【委員】こういった説明になるのかを確認したかったです。おそらく言えないということだとは思っていましたが、ただ、少し気になったのが道です。どこへ造られるにしても、主になる道路からの取り付け道路は事業整備としてしますという考え方になるのでしょうか。今のリバーセンターはかなり細い道を行きますので、絶対とは言えないだろうけども、ある程度のことは言っていたのかなと思っております。

【事務局】都市計画で宅地造成をする中で、道路は大体6m以上というのは参考には考えてはおります。ただしパッカー車というか、そこに出入りする車というものの大きさの部分も考えていかなければならないと思います。今申し上げるとしたら最低6m以上ということは考えています。ただし、幹線道路からの取り付け道路の整備という部分は、施設と一体のものだと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

【委員長】最後に1個だけ確認です。先ほども少し出たのですが、この委員の皆さんが所属しておられる自治会から応募があった時には、委員の方を交代されるとありましたが、応募があった時点で、その次の委員会までには代わっていただくということなのか、それとも応募の締め切りが来年度の7月末なので、それ以降の直近の委員会からなのかということころは、確認しておいた方がいいのかなという気がします。今、どちらというのがありますか。

【事務局】事務局としましては、応募があった時点で委員の方が所属されている自治会かどうかというのは判断がつかますので、その時点で一度構成市町の1市4町の担当課とは相談させていただこうと思います。そこですぐに代わりの委員の方をお願いすることが可能かどうかというのもございまして、いつから可能なのかということは確認をさせていただこうと思っております。

【委員長】分かりました。そこは事務局の裁量になると思いますので、この場ではそういった応募があった時点で、例えばここで公表する、話し合いをするということはずに、次の委員の方の推薦をお願いするということですね。分かりました。ほかにいかがでしょうか。2月、3月の予定はまだ決めなくていいのですね。

【事務局】早急に2月、3月の予定も決めて、こちらからご案内させていただこうと思います。

【委員長】分かりました。予定した議題はこのくらいですけども、委員の皆様からほかにありますでしょうか。それではないようですので、今日の委員会はこれで終了したいと思います。事務局にお返しします。

【事務局】委員の皆様、長時間に渡り熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。今後も引き続きご協力のほどよろしくお願い致します。なお、本日の会議録につきましては、作成させていただきますのでよろしくお願い致します。それでは終了させていただきます。本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

## 結論

- ・候補地の視察について、再度事務局で検討する。
- ・委員が所属している自治会から応募があった時には、応募があった時点で事務局が構成市町の1市4町の担当課と相談し、代わりの委員を推薦してもらうとともに、いつから委員会に参加可能であるかを確認する。
- ・2月、3月の委員会は、事務局が委員の都合等を確認し、早急に案内する。